生活指等だけり

2020.11.12(木) 岸和田市立八木南小学校 校長谷早苗 生活指導委員会

☆児童虐待防止推進月間☆

11 月は国が推進する児童虐待防止月間です。児童への虐待を防止する運動として、全国各地で取り組みが行われています。 地域の力で虐待を撲滅しよう。



児童虐待とは

◎身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ飛ばす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、 溺れさせる、家の外に閉め出すなど。

◎ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する。食事を与えない。ひどく不潔なままにする。 自動車の中に放置する。重い病気にかかっても病院に連れて行かない。ほ かの人が子供に暴力を振るうなどを放置するなど。

◎心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、兄弟、姉妹の間で差別的な扱いをする。子どもの前で家族に対して暴力をふるう(DV)など。

◎性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など。

非行防止教室を実施しました

11月9日(月)5年生を対象に『非行防止・犯罪被害防止教室』を実施しました。

ここ数年における大阪の少年犯罪の現状

- ◎大阪府は、少年による窃盗や傷害等の刑法犯の検挙・補導人数は、 昨年に比べ減少傾向にあるものの全国ワースト2位です。
- ◎全国に比べ、小・中学生の占める割合が高く 34.4%を占め、非行の未然防止が大きな課題 です。
- ◎子どもが刑法犯により被害を受ける事件も 多発しています。



こういった現状を受け、**非行の中心である中学生になる前段階の小学校高学年を対象に、規範意識を身に付け、非行の未然防止及び犯罪被害防止を図るための生活指導**をねらいに、大阪府・大阪府警察署・大阪府教育庁の連携事業として、府内10ヶ所の少年サポートセンターの職員が府内全小学校で実施しています。